

令和 8 年度
南相馬市住宅用蓄電池導入支援事業補助金
申請の手引き

【受付・問合せ先】

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地

電 話：0 2 4 4 - 2 4 - 5 2 4 8

F A X：0 2 4 4 - 2 4 - 5 3 4 7

e-mail：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

【受付・問合せ時間】

8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

※土・日曜日、祝日及びその他閉庁日を除く。

【申請受付期間】

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

令和 8 年 4 月

南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

目 次

1 南相馬市住宅用蓄電池導入支援事業について	
（1）事業の目的	2
（2）補助の要件	2
（3）補助金の額	3
（4）申請受付期間	3
（5）受付窓口	3
2 申請方法	
（1）申請に必要な書類	4
（2）提出方法	5
（3）補助金交付の流れ	5
3 申請書（様式第1号）記載例	
（1）申請書【表】	6
（2）申請書【裏】	7
4 よくある質問 Q&A	8

1 南相馬市自家消費型太陽光発電促進支援事業について

(1) 事業の目的

市では太陽光発電による自家消費の拡大を図るため、住宅用蓄電池システムを設置する方に対し、補助金を交付します。

(2) 補助の要件

申請者の要件

次に掲げる全ての要件を満たす方

- 申請者自らが居住する居宅（南相馬市区域内の住宅であって、店舗・事務所・その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に機器(未使用品)を設置する方
- 申請日時時点で住民基本台帳法に基づき、市が備える住民基本台帳に記録されている市民であること。
- 南相馬市税等の滞納がない方
- 過去に同一の補助対象設備に係る市の補助金の交付を受けていない方
- 南相馬市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団員等でないこと。

蓄電池の要件

- 市の補助申請期間内に、国の補助事業「DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」の補助対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているものであること。

※補助対象の詳細は下記ホームページを確認すること。

令和6年度補正 DR 家庭用蓄電池事業 補助対象蓄電システム検索ページ

<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/product-search/>

- 配線方法が余剰配線であって、自宅等に設置された発電出力（太陽光パネルの出力合計又はパワーコンディショナーの出力合計のどちらか低い方）が10kW未満の太陽光発電システムと接続すること。
- 公称最大蓄電容量が1kWh以上であること。
- 未使用品（新品）であり、リース品でないこと。
- 過去に南相馬市の補助制度を用いて蓄電池システムに係る補助金の交付を受けていないこと。
- 申請者が居住する居宅（市の区域内の住宅であって、店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で使用すること。
- 補助対象設備の購入日が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間であること。

補助金交付申請期限は、蓄電池の設置完了日又は当該購入費の支払が完了した日（分割払の場合は、契約締結日）のいずれか遅い日から180日以内のものが対象となります。

※工事完了後、概ね1カ月以内に申請してください。

(3) 補助金の額

住宅用蓄電池システム

- 補助金の額：1 kWh あたり 10,000 円（千円未満切捨て） 上限 10kWh まで
※設置する蓄電池の公称最大蓄電容量の合計値（単位は kWh）に補助金額を乗じて得た額

【補助金額の計算例】

《例 1》

①蓄電容量 8.74kWh×10,000 円 = 87,400 ≒ 87,000 円（千円未満切捨て）

補助金額⇒**87,000 円**

《例 2》

①蓄電容量 12.0kWh（上限 10.0kWh）

10.0kWh×10,000 円 = 100,000 円

補助金額⇒**100,000 円**

(4) 申請受付期間

- 受付期間：**令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで**
※受付期間内であっても、予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。
※月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
（土・日曜日、祝日及びその他閉庁日は受付いたしません。）

(5) 受付窓口

- 南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係
南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地 南相馬市役所西庁舎 1 階
電 話：0 2 4 4 - 2 4 - 5 2 4 8
F A X：0 2 4 4 - 2 4 - 5 3 4 7

2 申請方法

(1) 申請に必要な書類

補助金の申請をされる場合は、下記の書類をご提出ください。

※申請書等は環境政策課脱炭素社会推進係で配布しています。また、南相馬市ホームページからもダウンロードできます。

補助金の申請に必要な書類	備考
(1) 住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付申請書 兼事業実績報告書（様式第1号）	・申請書の書き方について、『P9 3 申請書（様式第1号）記載例』をご参照ください。
(2) 収支決算書（様式第2号）	・地図に設置対象住宅の場所が記されているもの。
(3) 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号）	
(4) 市税の完納証明書	・直近のもの（発行後3ヶ月以内のもの）。 ・市民課の窓口で発行しております。 ※納税証明書ではありませんので、ご注意ください。
(5) 設置した機器の仕様が確認できる書類 （カタログ等）の写し	・製造メーカー名や型式名、容量等がわかる書類（カタログ等）。
(6) 設置した機器に係る領収書の写し	・金額、申請者名、販売店名、発行日が判るもの。 ・蓄電池又は蓄電池設置に伴う工事以外の費用が金額含まれている場合は、別途内訳がわかる内訳明細書などを添付ください。
(7) 設置した機器の保証書の写し	・製造メーカーの発行する機器の保証書の写し（日付、販売店名等の必要事項が明記されているもの）。
(8) 設置した機器の状況が分かるカラー写真 （機器本体及び機器型式の写真）	・蓄電池が設置されていることがわかる写真と型式名が鮮明に読み取れる写真。
(9) 太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し	・確認書類としては下記のとおりとなります。 ①FIT 中の場合→設備認定通知書（経済産業省発行） ②卒 FIT の場合→固定価格買取期間満了に関する通知（資源エネルギー庁発行） ③FIT を途中で解約した場合→電力需給契約廃止のお知らせ（資源エネルギー庁発行） ④非 FIT の場合→電力需給契約確認書（電気事業者発行） ⑤自家消費の場合→系統連系承諾書（発行）
(10) 住民票の写し	・直近のもの（発行後3ヶ月以内のもの）。
(11) 補助金振込先の通帳の写し	・金融機関名、店名、口座番号、口座名義人のわかるもの。 ・口座の名義と申請者名は同一であること。
(12) その他、市長が必要と認める書類	

(2) 提出方法

I. 申請書を環境政策課脱炭素社会推進係（市役所西庁舎1階）まで持参

II. 郵送する方法

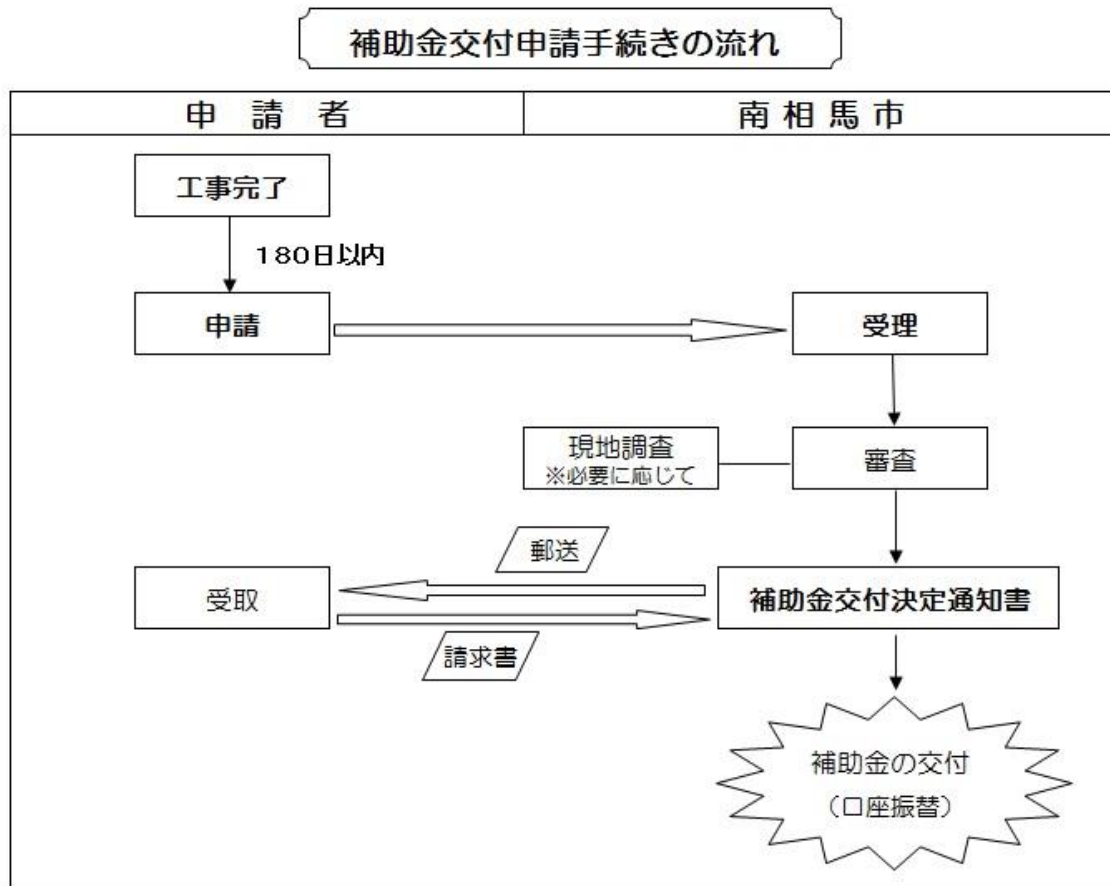
郵送先： 〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地 西庁舎1階

南相馬市環境政策課脱炭素社会推進係 宛

※郵送の場合は必ず申請書チェックリストを添付してください。

※不備のある書類は受付できません。（原則返送となります）

(3) 補助金交付の流れ



太陽光発電システムの販売等に関するトラブルにご注意ください

太陽光発電システムの普及にともない、トラブルの相談が急増しています。不適切な勧誘を受けた場合など、おかしいなと思ったらすぐに下記等へご相談ください。

○福島県消費生活センター 相談直通電話：024-521-0999

3 申請書（様式第1号）記載例

(1) 申請書【表】

様式第1号（第4条関係）

令和8年 4 月 30 日

南相馬市長

提出日を記入（未定の場合は空欄で提出ください）
※下記の工事完了日から180日以内が申請期限となります。

住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付申請書兼事業実績報告書

南相馬市住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

※申請者名＝購入(契約)者＝口座名義
 ※住所＝住民票の住所

1. 申請者に関する事項

申請者住所	〒 975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
申請者氏名	南相馬 太郎
電話番号 ※日中連絡可能な連絡先	☎ 0244-24-5248

2. 設置する補助対象機器に関する事項

メーカー名	㈱みなみそうま		
機器型番	MNS-2020T		
工事完了日	令和8年 4 月 1 日	設置完了日又は支払い日 (分割払いの場合は契約締結日)の遅い方の日付	
蓄電容量	9 . 8 kWh (小数点第2位以下切捨)	メーカーがカタログ等で公表している公称の蓄電容量を記入	
設備設置に要した費用	1,530,000	円(税込)	

機器の費用+設置工事費を記入してください。

3. 交付申請額

交付申請額	蓄電容量 (小数点第2位以下切捨)	申請額 (千円未満切捨)
	9 . 8 kWh × 10,000円	9 8 0 0 0 円
	上限: 10kWh	上限: 100,000円

4. 補助金振込先 (申請者名義のもの)

金融機関名	南相馬	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協	原町	<input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所		
口座	種類	口座番号 (右詰め)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 (総合) <input type="checkbox"/> 当座	0	0	1	2	3 4 5
口座名義人	フリガナ	ミナミソウマ タロウ				
		南相馬 太郎				

※申請者名＝購入(契約)者＝口座名義

(2) 申請書【裏】

5. 添付書類

区分	補助金の申請に必要な書類
<p>各項目のチェックに漏れが無いようご注意ください</p> <p>申請者 共通書類</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 収支決算書（様式第2号）
	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号）
	<input checked="" type="checkbox"/> 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書） ※発行から3ヶ月以内のもの
	<input checked="" type="checkbox"/> 設置した機器の仕様が確認できる書類（カタログ等）の写し
	<input checked="" type="checkbox"/> 設置した機器に係る領収書の写し ※設置機器に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付
	<input checked="" type="checkbox"/> 設置した機器の保証書の写し
	<input checked="" type="checkbox"/> 設置した機器の状況が分かるカラー写真 ※機器本体および機器本体に添付してある型式シールの写真
	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し
	<input checked="" type="checkbox"/> 南相馬市の住民票の写し ※発行から3か月以内のもの
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し ※金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの ※申請者名義のもの
	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ()

4 よくある質問 Q & A

Q 1. 世帯を同一にする家族が過去に補助金を受けていた場合でも、もう一度補助金を受けることはできるのでしょうか？

A 1. 原則、同じ機器に対する補助金交付は、一世帯一回限りになります。

Q 2. 市外に住民票を置いています、設置場所は市内の場合、補助対象になりますか？

Q 2. 市内に住民票を置かれていない方は、補助対象外です。

Q 3. 申請書類の中で一部別名義の書類があるのですが、申請できますか？

Q 3. 原則、申請書類は**同一名義のみ（申請者＝購入（契約）者＝電力受給契約者＝口座名義）**となります。名義変更できる場合は変更してからご提出ください。

※設置工事期間中に申請予定者が亡くなった場合は、お問合せください。

Q 4. 市役所の窓口で完納証明書が発行できないと言われましたが、補助対象になりますか？

A 4. 原則、申請には南相馬市の完納証明書が必要ですが、発行できない理由によって、代わりの書類を提出いただければ補助対象となります。

①申請者が非課税者の場合

→市役所窓口で発行している非課税証明書を添付していただき、非課税者であることの確認が取れれば補助対象となります。

②住民票の住所は南相馬市にあるが、他の自治体に納税している場合

→納税している自治体で発行している完納証明書（未納の無いことを示す証明書）を添付。

③住所を移動したばかりで発行できない場合

→南相馬市で発行する住民票+移動前の住所（自治体）での完納証明書を添付。

④税金を支払ったばかりでまだデータに反映されていない場合

→発行できる日付（3か月以内）の完納証明書を添付。

Q 5. 補助対象機器を含む新築工事全体の契約書はあるのですが、補助対象機器の金額が分かる内訳はついていません。その場合、添付は不要ですか？

A 5. 契約書に内訳がついていない場合、補助対象機器の金額が分かる内訳が記載された見積書等をご添付ください。

Q 6. 申請書類の提出締切（設置完了後 180 日以内）を過ぎてしまいました。これから申請したら間に合いますか？

A 6. 提出締切を過ぎた申請については、受付できません。

Q 7. 経営しているアパート（貸家）に設置したいのですが、補助の対象になりますか？

A 7. 申請者の方が生活の本拠としていない住宅（アパート（貸家）や別荘等）への設置は、補助の対象になりません。

Q8. 非 F I T での申請を検討しておりますが、補助の対象になりますか。

A8. 非 F I T ・ F I T ・ 自家消費、いずれの接続でも補助の対象になります。

なお、接続の種類によって添付いただく書類が異なるため、詳しくは、P4 に記載してある、申請に必要な書類をご確認ください。

A9. どの時点で申請すればよいですか？

A9. 設置及び支払いが終了した時点で申請することができます。

Q10. 蓄電池の設置を検討していますが、以前太陽光発電システムを設置し、市の補助金を受けています。補助を申請することはできますか？

A10. 過去に補助を受けていない機器であれば、申請が可能です。(※同一機器に対する補助は一世帯につき一回のみ)

Q11. 新築の建物に蓄電池を設置した場合、補助申請に必要な領収書は建物全体のものではないのでしょうか？

A11. 住宅全体の領収書で構いませんが、別途蓄電池にかかる費用が明確にわかる内訳を添付してください。